

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十年五月二日

## 目次

### 告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	一
介護扶助及び介護支援給付を担当させる機関の指定	(同)	一
指定介護機関の廃止等の届出	(同)	三
医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	四

## 告示

岐阜県告示第三百四十一号の二

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十年五月二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
やまもと整形外科	山本啓二	山県市高富二〇九二一	平成二〇・五・一
武内歯科医院	武内秀威	養老郡養老町中二一〇	同
ごころ調剤薬局高富店	有限会社ナガラ調剤薬局	山県市高富二〇九二四	同

岐阜県告示第三百四十一号の三

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保



山 本 啓 二	岐阜市八代二二二	居宅療養管理指導	やまもと整形外科	山県市高富二〇九二	同
山 本 啓 二	岐阜市八代二二二	介護予防訪問看護	やまもと整形外科	山県市高富二〇九二	同
山 本 啓 二	岐阜市八代二二二	介護予防居宅療養管理指導	やまもと整形外科	山県市高富二〇九二	同
有限会社ナガラ調剤薬局	岐阜市長良五一	居宅療養管理指導	こころ調剤薬局高富店	山県市高富二〇九四	同
有限会社ナガラ調剤薬局	岐阜市長良五一	介護予防居宅療養管理指導	こころ調剤薬局高富店	山県市高富二〇九四	同

岐阜県告示第三百四十一号の四

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

平成二十年五月二日

止及び休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
社会福祉法人美濃陶生苑	土岐市駄知町一七九八二	短期入所生活介護	特別養護老人ホームとき陶生苑	土岐市駄知町一七九八二	平成二〇・四・一一
社会福祉法人美濃陶生苑	土岐市駄知町一七九八二	福祉施設	特別養護老人ホームとき陶生苑	土岐市駄知町一七九八二	同
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	休止年月日
株式会社ニチイケア岐阜	東京都港区六本木六一〇一	訪問介護	ニチイケアセンター墨俣	大垣市墨俣町墨俣四五二	平成二〇・五・一一
株式会社ニチイケア岐阜	東京都港区六本木六一〇一	介護予防訪問介護	ニチイケアセンター墨俣	大垣市墨俣町墨俣四五二	同

岐阜県告示第三百四十一号の五

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第十二条の規定により告示する。

平成二十年五月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
マツサージ鍼灸たんとん	北野仁志	名古屋市昭和区隼人町七八一四	平成二〇・四・八

岐阜県告示第三百四十一号の六

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第十二条の規定により告示する。

平成二十年五月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日

C・K 接骨院 日比野 琢磨 美濃加茂市島町一 五

平成二〇・五・二

平成二十年五月二日印刷  
平成二十年五月二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁  
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾 寛  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社  
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）